

(外交防衛委員会)

旅券法の一部を改正する法律案（衆第四二号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、旅券に関し都道府県が処理することとされる事務について、市町村等においても当該事務を処理することができるようにするため、事務の委託等に関する地方自治法の規定の適用除外を定めた規定を削除するものである。

なお、本法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。